

令和7年第2回

初山別村議会
定例会会議録

初山別村議会

令和 7 年第 2 回初山別村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和 7 年 6 月 1 8 日
招 集 場 所	初山別村議会議場
開 会	令和 7 年 6 月 1 8 日 午前 1 0 時 5 分宣告
応 招 議 員	1 番 加藤 一裕 2 番 高場志津子 3 番 鎌田 健治 4 番 斉藤 勝博 5 番 長谷川幸廣 7 番 三谷 博子 8 番 木村 健一
不 応 招 議 員	なし
出 席 議 員	応招議員と同じ
欠 席 議 員	なし
地方自治法第 121 条の 規定により説明のため 出席した者の職・氏名	村 長 宮本 憲幸 教 育 長 大水 秀之 監 査 委 員 荒木 隆 農 業 委 員 会 長 立田 幸男
本会議に職務のため 出席した者の職・氏名	副 村 長 宇野 要 企画振興室長 佐藤 恵輔 総 務 課 長 寺崎 廣輝 住 民 課 長 大井 英世 経 済 課 長 大西 孝幸 主 任 技 師 長谷川孝之 主 任 技 師 東出 寛興 教 育 委 員 会 長 小川 志鏡 教 育 次 長 農 業 委 員 会 長 大西 孝幸 選 挙 管 理 委 員 会 長 寺崎 廣輝 事 務 局 長 事 務 局 長
村 長 提 出 議 案 名	別添議事日程表のとおり
議 員 提 出 議 案 名	別添議事日程表のとおり
議 事 日 程	議長は議事日程を末尾添付のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の 2 人を指名した。
	1 番 加藤 一裕 2 番 高場 志津子
会 議 の 書 記 氏 名	事務局長 佐藤 公彦 書 記 岩井 陸
そ の 他	な し

村 長 議 会 招 集 挨 拶	
議長	木村健一 君
村長から議会招集の挨拶の申し入れがありますので、これを許します。村長。	
村長	宮本憲幸 君
令和 7 年、第 2 回初山別村議会定例会の開会に際しまして、議会招集の挨拶を申し上げます。	
新緑の季節を迎え、議員の皆様方には、何かとご多用のところ、定例議会を招集いたしました が、議員各位のご出席のもとに、本日開催されますこと、厚くお礼を申し上げます。	
6 月も中旬に入り、北海道は今、一年で最もいい季節を迎え、各種産業や様々な社会、経済活 動も徐々に活発化して参りました。会期を 6 月 22 日までとする第 214 通常国会は終盤を迎え、 各種法案の審議が精力的に進められておりますが、社会の変化や時代の流れに的確に対応できる 新たな仕組みづくりの促進を願うものであります。地方自治体は、人口減少や高齢化の進展に伴 う需要の減退や地域社会を維持する為に必要な人材確保など多くの困難を抱えております。こう した時代にありましても、地域の特性を活かし存在する様々な資源を効果的に活用しながら、こ れまでの「考え方や仕組み」に囚われない新たな「気づきや発想」を持って、持続可能な地域社 会の構築を目指して参りたいと考えます。厳しい社会情勢下にあります、自然と共にある地域 の基幹産業が天候に恵まれ、豊かな出来秋を迎えられることを願うものであります。	
5 月 31 日をもちまして出納閉鎖をいたしました令和 6 年度の各会計につきましては、求めら れる各施策を推進する中、健全財政を維持しながら決算できるような状況であり、議会の皆様 のご理解、ご指導の賜と深く感謝を申し上げる次第であります。	
さて、今定例議会に提案いたしました案件は、補正予算を含め 15 件であります。単行議案は、 諮問 1 件、承認 2 件、報告 1 件、議案 7 件の計 11 件を、又、一般会計及び特別会計 3 件の補正 予算につきましては、事業費の追加などの、補正をお願い致しております。	
それぞれの案件につきましては、上程の際、詳細説明いたしますので、ご審議の上、ご承認、 ご決定賜りますようお願い申し上げまして、議会招集の挨拶といたします。	
何分よろしくお願い申し上げます。	
開 会 ・ 開 議	
議長	木村健一 君
只今の出席議員数は 7 名で定足数に達しておりますので、令和 7 年第 2 回初山別村議会定例会 を開会します。	

これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。
日程第１ 会議録署名議員の指名
議長 木村健一 君
日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２３条の規定により、１番加藤一裕君、２番高場志津子君、兩名を指名します。
日程第２ 会 期 の 決 定
議長 木村健一 君
日程第２ 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期については議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長の発言を求めます。加藤委員長。
議会運営委員長 加藤一裕 君
ただ今、議長より指名がありましたので、報告いたします。
議長から今期定例会の会期等の諮問を受け、去る６月５日に議会運営委員会を招集し、議会運営について協議を行いました。協議の結果、案件を勘案し会期を本日から６月１９日までの２日間とすることにいたしました。
以上、報告を終わります。
議長 木村健一 君
お諮りします。本定例会の会期は、只今議会運営委員長の発言どおり本日から６月１９日までの２日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、会期は本日から６月１９日までの２日間に決定しました。
日程第３ 諸 般 の 報 告
議長 木村健一 君
日程第３ 諸般の報告を行います。

事務局長に朗読させます。佐藤事務局長。
事務局長 佐藤公彦 君
第 2 回初山別村議会定例会諸般の報告。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
立田選挙管理委員会委員長から欠席の申し出がございました。
これで諸般の報告を終わります。
日程第 4 行 政 報 告
議長 木村健一 君
日程第 4 行政報告を行います。
村長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。村長。
村長 宮本憲幸 君
令和 7 年第 2 回初山別村議会定例会の行政報告につきましては、お手元にお配りしております
資料の順に従いまして、報告申し上げます。
1 の令和 6 年度各会計決算見込みにつきましては、第 1 回定例議会におきましてその概要を報告いたしておりますほか、各議会提案時に主な内容を説明しておりますので重複は避けまして、各会計毎に報告申し上げます。(1) 一般会計①予算対比であります。当初予算額 2 億 5 千 4 万 2 千 0 円に対し、8 回の補正を行い、歳入歳出総額を 2 億 9 千 5 万 8 千 3 円といたしております。当初予算に対し、金額で 3 億 6 千 7 百 3 万 3 千円、率にして 1 4. 5 % の増となっております。
令和 6 年度の予算執行に当たりましては、経常経費の節減に努めたほか、歳入におきましては、国・道補助金の特定財源は、概ね予算で見込んだ額が確保されております。
②歳入総額は、令和 5 年度繰越明許分、事故繰越分並びに令和 6 年度分の合計で 2 億 2 千 8 百 4 万 8 千 9 百 8 1 円であります。歳入の大半を占める地方交付税は、当初予算に対し 2 億 5 千 7 百 4 万 8 千円の増となり、減債基金について年度中に 1 億 9 千 0 百 0 万円を繰入れたものの、当初計上していた公共施設等整備基金の繰入を取り止め、年度末には減債基金に 4 千 3 百 7 万 9 千 3 円を積み立てすることができており、また、財政調整基金については、年度途中に繰入れを行ったものの、年度末には繰入と同額の 6 千 4 百 9 万 8 千 2 円を積み立てることができております。
③歳出総額は、令和 5 年度繰越明許分、事故繰越分並びに令和 6 年度分の合計で 2 億 9 千 6 百 1 千 2

万6,930円であります。主な事業としては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した、物価高騰緊急対策支援事業、住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業、地域経済救済応援事業を。交付金事業のほかには、高齢者生活福祉センター改修事業、有明跨線橋更新事業、共成明里間線土砂災害防止対策事業、庁舎屋上防水改修事業、土地改良区決済金等支援事業などを実施しているほか、繰越明許事業として、住民基本台帳システム改修事業、戸籍電算システム端末更新事業ほか2件のシステム改修事業、村営住宅長寿命化改修事業、共成明里間線ほか3件の災害復旧事業、事故繰越事業として羽幌町外2町村衛生施設組合負担金事業をそれぞれ実施しております。

④差引残額は、合計で 2,272万2,051円となっております。なお、このうち翌年度への繰越明許費繰越財源の 603万円を差し引いた 1,669万2,051円を歳計剰余金として令和7年度へ繰り越すこととしております。

また、⑤財政調整基金現在額は5月31日現在で11億2,141万4,213円であります。

次に(2)の国民健康保険特別会計の決算見込みであります。歳入総額1億8,904万8,936円に対し、歳出総額1億8,252万8,220円で、差引残額652万716円の歳計剰余金の見込みであります。剰余金のうち地方財政法の規定により、特定財源を除く、2分の1以上の350万円を財政調整基金に積み立てることとし、翌年度への繰越額は、302万716円の見込みであります。なお、5月31日現在の財政調整基金額は 6,001万5,162円であります。

(3)の介護保険特別会計であります。歳入総額2億610万7,024円に対し、歳出総額1億9,993万5,753円で、差引残額617万1,271円の歳計剰余金の見込みであります。剰余金のうち、地方財政法の規定により、特定財源を除く、2分の1以上の350万円を財政調整基金に積み立てることとし、翌年度への繰越額は、267万1,271円の見込みであります。なお、5月31日現在の財政調整基金額は、3,575万3,634円であります。

(4)の後期高齢者医療保険特別会計であります。歳入総額2,449万5,487円に対し、歳出総額 2,435万8,847円で、差引残額13万6,640円の歳計剰余金の見込みであります。

(5)診療所特別会計であります。歳入総額1,299万5,320円に対し、歳出総額869万3,768円で、差引残額430万1,552円の歳計剰余金の見込みであります。

次に、(6)簡易水道事業会計であります。歳入総額1億9,038万4,083円に対し、歳出総額1億7,405万8,500円で、差引残額1,632万5,583円は繰越利益剰余金

金となります。なお、3月31日現在の計量器分財政調整基金額は、724万4,508円であります。

(7) 農業集落排水事業等会計であります。歳入総額1億5,247万782円に対し、歳出総額1億4,051万2,997円で、差引残額1,195万7,785円は繰越利益剰余金となります。なお、3月31日現在の償還基金額は、1,951万9,214円となっております。

2の農作物生育状況及び漁業生産状況についてであります。始めに、農作物の生育状況について申し上げます。冬期の積雪量が多く、さらには3月に入りまとまった降雪もあったことから、融雪は平年より12日遅れ4月15日となりました。融雪後の気温は高く推移し、平年より4月の積算気温は30度高く、5月の積算気温は約62度高い状況でありました。降水量は4月で平年の249%、5月で平年の60%となり、ほ場の乾燥が遅れ耕起作業は、水田で5日、畑で10日ほど遅れましたが、耕起作業は順調に行われました。水稻のは種期は、4月23日と平年より3日遅く、出芽期は平年より6日遅い4月30日となりましたが、苗の生育状況は、概ね平年並の状況で推移しました。移植期は、平年より2日遅い5月22日となりましたが、活着期は平年並の5月26日となりました。6月1日現在の生育は、平年並となっています。畑作物の6月1日現在の生育状況ですが、秋まき小麦は、平年並で推移しておりますが、春まき小麦は、融雪の遅れや4月5月の周期的な降雨により、生育は大きく遅れている状況となっています。また、大豆のは種作業についても融雪の遅れが影響し進捗状況は70%にとどまっている状況であります。

農作物は、いずれも融雪の遅れが生育に影響を及ぼしている状況ではありますが、5月末より日照時間の回復傾向も見られることから、今後も生育状況を注視し、適正な肥培管理と病虫害防除に努めるよう関係機関と連携をとりながら、指導の徹底に努めてまいります。

次に、漁業生産状況であります。資料の表をご覧ください。

5月末現在の水揚げの合計は、数量226.3t、金額1億2,695万4千円で、前年と比較して、数量84.6%、金額89.3%であります。主力魚種である「たこ」は、単価は高値を維持しているものの、漁獲量が大きく減少した前年と同等であり、依然として漁獲量が回復していない状況であります。ほたて稚貝の水揚げは、全道的な海洋変化の影響等によりほたて幼生の付着率の激減したことにより大きく減少しており、対前年比漁獲量で46.7%、漁獲高で46.5%となっています。また、「ひらめ」、「ニシン」、「ます」については、昨年度実績を上回る漁獲量、漁獲高となっています。多くの漁業者の経営基盤である「たこ漁」の不振が心配され

るところであり、経営安定のためにも、今後の漁獲量並びに漁獲高の回復を願うものであります。

3の令和6年度岬センター等の利用状況について申し上げます。岬センターの利用者数は、研修室4, 279人、比較で110.0%、入浴者3万3, 576人、比較で120.0%、宿泊者7, 305人、比較で96.7%、一般食堂1万5, 910人、比較で131.2%で利用者合計では、6万1, 070人、比較で118.4%であります。公園施設は、3, 216人、比較で110.6%となっております。道の駅・ともしびの利用者数は、軽食喫茶1万1, 897人、バーベキュー2, 479人、展示売店1万2, 822人、利用者合計は、2万7, 198人、比較で113.2%であります。

4の令和7年度建設工事等の発注状況について申し上げます。(1)5月31日現在の土木・建築工事につきましては、土木工事が発注済2件で、5, 192万円、発注率86.6%、建設工事では、今年度4件の発注予定ですが、現時点での発注実績はありません。土木・建築工事の計では、発注済2件で、5, 192万円、発注率は、36.6%であります。委託業務は、発注済4件で2, 450万8千円、発注率は、20.5%であります。(2)水道・農業集落排水工事では、今年度1件の発注予定ですが、現時点での発注実績はありません。委託業務は、発注済4件で4, 419万8千円、発注率は、83.1%であります。

以上で行政報告を終わります。

議長 木村健一 君

これで行政報告は終わりました。

日程第5 一般質問

議長 木村健一 君

日程第5 一般質問を行います。

議長あて通告のあった一般質問は、お手元に配布しております一般質問通告一覧表のとおりであります。

発言時間について申し上げます。本日の一般質問についての議員の発言は、会議規則第55条の規定により質問開始から60分以内とします。

発言を許します。4番齊藤勝博君。

4番 齊藤勝博 君

みさき台公園施設におけるデジタル化の推進について質問します。

近年、社会の様々な分野において、業務の効率化やサービスの質の向上の観点から、デジタル

技術の導入が進んでおります。

デジタル技術の1つであるキャッシュレス決済については、政府のキャッシュレス推進策や、新型コロナウイルス感染症拡大による、非接触ニーズの高まりを受け、キャッシュレス決済の利用率が増加し、多くの人が多くの場所で利用される支払い手段となりました。

キャッシュレス決済が人気の理由は様々な事が考えられますが、現金を持ち歩くことがなく、支払いもスムーズな利便性、現金の紛失や盗難のリスクが少なくなる安全性はもちろんの事、ポイント還元も大きな魅力の1つとなっております。

また、海外においての利用率は日本の比ではなく、日本を訪れる外国人観光客のほとんどが、キャッシュレス決済を利用し、支払いをする現状であります。しかしながら、本村の観光拠点であります、みさき台公園内の施設（岬センター、北極星、ともしび等）では、キャッシュレス決済に対応していないこと事からも、その整備は急務であると考えます。

キャッシュレス決済端末の導入には費用がかかる事、また、決済手数料や指定管理業者の違いなどの問題もあるかとは思いますが、レジ業務や現金管理の効率化、高まるインバウンド需要への対応を含め、みさき台公園のデジタル化の推進、また、施設におけるキャッシュレス決済導入を村主導で進めてはと考えるので、村長の考えを伺います。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

斉藤議員の「みさき台公園施設におけるデジタル化の推進について」のご質問にお答えします。

近年の観光動向については、国内旅行・インバウンドも含め大部分が個人またはグループ単位での観光が主流となっており、この傾向は、本村の観光拠点であります、みさき台公園へ来られる観光客の方々も同様であり、そのニーズも多様化している状況であります。

この多様化するニーズに対応するためには、これまでの受入モデルで対応することは一層厳しさを増すことが予想され、経済産業省が推進する「デジタルトランスフォーメーション」は今後、観光のみならず多くの分野において必要となるものであると考えます。

このDX推進の一翼を担う「キャッシュレス決済」ですが、日本国内の2024年決済比率は40%を越え、経済産業省の2025年数値目標を前倒しで達成している状況にあります。今後

も決済比率の上昇は見込まれているところですが、現状ではインバウンド観光客の大部分はキャッシュレス決済を希望しているものの、日本国内の体制の整備が追い付いていないのが現状です。

この様な中、みさき台公園で提供している全ての観光サービスは、キャッシュレス決済に対応していない状況であり、決済体制の整備により、利用者の利便性の向上、現金事故の減少及び業務の簡略化などが図られると推測されますが、キャッシュレス決済手数料が発生することになります。

この手数料は、みさき台公園にて観光サービスを提供する指定管理事業者の負担が伴うものであることから、キャッシュレス決済体制の整備については指定管理事業者の判断によるところが大きな部分を占めることとなりますが、時代に適応した、よりよい環境構築のため村としまして可能な限り指定管理事業者の意向を伺いながら、適確な対策について検討を深めてまいりたいと考えております。また、昨今の少子化等の影響により、どの産業分野でも人材の確保が難しくなっています。こうした社会情勢下におきましては、業務の効率化や簡素化を図る観点から、キャッシュレス決済体制の整備も含めた業務 DX を推進し、総体的、将来的にも対策を講じる必要があるものと考えます。業務 DX 推進により、利用者のニーズ把握、消費動向等の分析を重ね、適切な支出管理及び収入確保により安定的な運営を図ることがみさき台公園のさらなる充実発展や本村の観光振興につながるものと考えておりますので、ご理解をお願いします。

4 番 斉藤勝博 君

議長。

議長 木村健一 君

4 番 斉藤勝博 君。

4 番 斉藤勝博 君

只今、村長からも「キャッシュレス決済は時代の流れだ」と。しかしながら、キャッシュレス決済には様々な問題があるという事で、その中の一つには、決済手数料の問題や指定管理者の判断というものがあると思います。キャッシュレス決済導入には事業者側と、消費者側と二つの視点があると思います。端的に申し上げますと、消費者側はキャッシュレス決済のメリットを求め、そして事業者側はメリットもあるがデメリットの方もしっかりと考えていかなければならない、このデメリットという部分が「キャッシュレス決済の手数料」だと思っております。私はデメリットよりもメリット、メリットよりもデメリットという一緒に考えるのは難しいかもしれませんが、事業者側のデメリットをそこまで気にせずと言ったら語弊があるかもしれませんが、観光客の消費者側のメリットを優先する。これが、観光地にとって大事な部分ではなかろうかと思いま

すが、それについてはどうお考えでしょうか。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
みさき台公園が観光客の皆さんに年々浸透してきており、自然の中で時間を過ごすことの楽しみ方。あるいは、近年ではコロナ後、特にインバウンドの方々が非常に増えてきている実態であります。そこで、今、観光庁で進めている DX 化には、議員が言われたように DX を進めるためには、今までにはない負担が出てくる。あるいは、現地、現場としてはその負担をどう整理していくのかという問題が現実としてあると思います。ただ、日本の国も人口減少時代にあり国民の皆さんが国内旅行するだけでなく、世界の人々が日本の国を楽しみたい、日本の色々なところを見てみたい、あるいは一流の京都や奈良だけではなく、北海道のあまり知られていないそのような観光地も好まれる時代になっていると思います。そんな中で、訪れるインバウンドの人達にとっても日本の若い人達にとっても時代の流れとしてキャッシュレスの方向にあるという実態はわかりつつも、一気に舵を切るかが難しい。つまり、課題になっているところを整理していく中で、どんな形に最終的に辿り着くのが必要であると思っております。
一気にやるのではなく、できる事から少しずつ進めていくのもひとつかなと思っています。メリットもデメリットもありますが、どこで落としどころを見つけて、時代に乗り遅れないように対応していくかが極めて重要な視点だと思います。
4 番 斉藤勝博 君
議長。
議長 木村健一 君
4 番 斉藤勝博 君。
4 番 斉藤勝博 君
キャッシュレス決済の導入には指定管理者の考え方もあるかと思いますが、指定管理者と村との関係性もあると思います。村が指定管理者を指定し、管理運営を委託するのが指定管理者であると思います。そして、村は指定管理者を監督する立場にあると私の認識ではそのように認識していますが、例えば、指定管理者が村に対してキャッシュレス決済の導入を求めた場合、村側としてなにか支援やサポートできることがあるのでしょうか。

村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
仮に、指定管理者の方から時代の背景を考慮しキャッシュレス決済にしたいと話があった場合、村としては具体的な中について、予算や委託料の問題を含めて考えていかなければならないと思います。
岬センター自体、温泉施設自体だけで言うと年間一億円ほどの売り上げ収入があります。仮に、手数料を３％とすると３００万円が必要になります。そこをどのように考え方として整理して、村として最終的な判断をするのかと。先程も言いましたが、時代の流れの認識としては十分理解しつつも、その関わりや具体的な委託の中身をどう調整していくのかを考えざるを得ないと思います。
留萌管内全体をみても、まだ十分に進んでいない訳ですが、時代の趨勢としてはそのような中にあり、村だけでなく留萌管内全体としてあるいは北海道全体として日本の国全体として、まだまだ観光産業を伸ばしていくためには、そのことの整理をどうしていくかというのは、これは初山別村だけでなく北海道や国を含めた問題であると思います。
今、北海道では１２月に宿泊税導入の条例が可決されまして、早ければ令和８年の４月に施行されるという形になります。その時に道税収入として入ったものを、各地区の観光振興に割り当て、その資金を活用してそのタイミングで村だけでなくオロロン街道全体として、社会の流れに添えていくことが１つの考え方としてあると思っています。やはり国がこれだけ進めていることでありますし、社会がそのように向いているわけですから、もっと国の方でもこの問題についての地方・都道府県・市町村がどうあるべきか、今まで以上に検討してもらいたいですし、地域の声としては国の方に訴えていきます。
４番 斉藤勝博 君
議長。
議長 木村健一 君
４番 斉藤勝博君。
４番 斉藤勝博 君
今回の質問をするにあたって、私も個人的に岬センター・ともしびの方に出向いて実際にお客

さんがどのようなものを求めているのか、そして現在の状況を聞いてまいりました。私の聞いた意見というのは、指定管理業者がまとめた意見ではございませんのであまり詳しくお話は出来ませんが、1つのお話としては、お土産を買われた外国人が現金が使えず帰ってしまうという事がかなり多くあるそうです。また、道の駅に関しましては初山別村の村民の多くの皆さんがバーベキューも利用されますから、ここでPayPayが使えたらいいんだろうなと。PayPayというのはQRコード決済の1つでありますけども、そういった声もあるようでございます。只今、村長からも現状は理解しているがなかなか導入に向かうには整理が必要だということでございますので、今後もキャッシュレス決済の導入に向けて整理が整えば、こちらに向けての村民の意向を聞いてもいいでしょうし、指定管理業者の意向を聞いてもいいでしょうし、そのような機会を常日頃からもっていただければと思いますが、どうでしょうか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

社会はいつも変化している訳ですが、その変化に適確に対応していくというのはどの分野でも必要ですし、私自身もキャッシュレス決済の問題については、恐らく近い将来「あのときこのような話が出たんだけど、やっぱりこうなったよね」となるんだろうと思っております。ただ、現状の中でこの課題について残っている課題をどう整理して、どうやって進めていくことが効率的なのか考えていかなければならないし、その過程の中で利用者の皆さんの声を聴く中で将来展望に立って対応策を検討して参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

4 番 斉藤勝博 君

議長。

議長 木村健一 君

4 番 斉藤勝博君。

4 番 斉藤勝博 君

今回、キャッシュレス決済の導入に重点を置いて質問しましたが、観光の分野は地方創生の切り札と言われております。みさき台公園エリア一体のデジタル化の推進は、必ずこれから必要になってくると思いますので、村民や消費者のニーズをしっかりと捉え、村として観光協会などを含めた様々なところで様々な角度から議論されることを期待しております。

これで、一般質問を終わらせていただきます。
議長 木村健一 君
これで一般質問を終わります。
暫時休憩します。
(休憩 午前 10 時 55 分 再開 午前 11 時 15 分)
議長 木村健一 君
休憩前に引続き会議を開きます。
日程第 6 諮 問 第 1 号
議長 木村健一 君
日程第 6 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。
提出者から説明を求めます。大井住民課長。
住民課長 大井英世 君
諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。
記
住所 初山別村字初山別 182 番地 12
氏名 辨開 淳美
生年月日 昭和 35 年 1 月 2 日
令和 7 年 6 月 18 日提出
初山別村長 宮 本 憲 幸
委員 2 名の内、松本弘哉氏が令和 7 年 3 月 31 日をもって退任したため、その後任として辨開氏を推薦致したく議会の意見を求めるものでございます。
なお、辨開氏の任期は令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までの 3 年間となります。
以上で説明を終わります。
議長 木村健一 君
説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。
(質疑なし)

議長 木村健一 君
質疑がないようですので、これで質疑を終わります。
お諮りします。本件は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり答申することに決定しました。
日程第7 承認第1号
議長 木村健一 君
日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて【令和6年度北海道初山別村一般会計補正予算(第8号)】を議題とします。
説明を求めます。寺崎総務課長。
総務課長 寺崎廣輝 君
承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
令和6年度北海道初山別村一般会計補正予算(第8号)について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。
令和 7年 6月18日報告
初山別村長 宮 本 憲 幸
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は歳入・歳出一括質疑とします。
質疑のある議員はページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですので、これで質疑を打ち切りなお専決処分でもありますので、討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
承認第1号 専決処分の承認を認めることについては、これを承認することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決定しました。
日程第8 報 告 第 2 号
議長 木村健一 君
日程第8 報告第2号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。
説明を求めます。寺崎総務課長。
総務課長 寺崎廣輝 君
報告第2号 繰越明許費繰越計算書について
令和6年度初山別村一般会計の繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりこれを報告する。
令和 7年 6月18日提出
初山別村長 宮 本 憲 幸
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりました。本件は報告事項であります。特に質疑があればこれを許します。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですので報告第2号繰越明許費繰越計算書については、以上で報告済とします。
日程第9 議 案 第 2 6 号
議長 木村健一 君
日程第9 議案第26号 初山別村過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。佐藤企画振興室長。

企画振興室長 佐藤恵輔 君
議案第 26 号 初山別村過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
初山別村過疎地域持続的発展市町村計画（令和 3 年度～令和 7 年度）を別紙のように変更するものとする。
令和 7 年 6 月 18 日提出
初山別村長 宮 本 憲 幸
提案理由 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 10 項において準用する同条第 1 項の規定により、初山別村過疎地域持続的発展市町村計画を別紙のように変更しようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
（質疑なし）
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第 26 号 初山別村過疎地域持続的発展市町村計画の変更については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 10 議 案 第 27 号
議長 木村健一 君
日程第 10 議案第 27 号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。寺崎総務課長。

総務課長 寺崎廣輝 君
議案第 27 号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例の制定について
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関 する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和 7 年 6 月 18 日提出
初山別村長 宮 本 憲 幸
提案理由 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条 例の整理をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませ んか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第 27 号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議長 木村健一 君
暫時休憩します。
(休憩 午前 11 時 54 分 再開 午後 1 時 05 分)
議長 木村健一 君
休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1 1 議 案 第 2 8 号	
議長 木村健一 君	
日程第 1 1 議案第 2 8 号 非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。	
提案理由等の説明を求めます。寺崎総務課長。	
総務課長 寺崎廣輝 君	
議案第 2 8 号 非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について	
非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。	
令和 7 年 6 月 1 8 日提出	
初山別村長 宮 本 憲 幸	
提案理由 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。	
別紙について朗読説明あり記載省略	
議長 木村健一 君	
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。	
(質疑なし)	
議長 木村健一 君	
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。	
(異議なしの声多数あり)	
議長 木村健一 君	
異議なしと認め、これより採決します。	
議案第 2 8 号 非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。	
(異議なしの声多数あり)	
議長 木村健一 君	
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。	

日程第 1 2 議 案 第 2 9 号	
議長 木村健一 君	
日程第 1 2 議案第 2 9 号 初山別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。	
提案理由等の説明を求めます。大井住民課長。	
住民課長 大井英世 君	
議案第 2 9 号 初山別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
初山別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。	
令和 7 年 6 月 1 8 日提出	
初山別村長 宮 本 憲 幸	
提案理由 子ども・子育て支援法施行規則等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。	
別紙について朗読説明あり記載省略	
議長 木村健一 君	
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。	
(質疑なし)	
議長 木村健一 君	
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切りなお討論を省略し採決して、ご異議ありませんか。	
(異議なしの声多数あり)	
議長 木村健一 君	
異議なしと認め、これより採決します。	
議案第 2 9 号 初山別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。	
(異議なしの声多数あり)	
議長 木村健一 君	
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。	

日程第 13 議案第 30 号	
議長 木村健一 君	
日程第 13 議案第 30 号 初山別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。	
提案理由等の説明を求めます。大井住民課長。	
住民課長 大井英世 君	
議案第 30 号 初山別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
初山別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。	
令和 7 年 6 月 18 日提出	
初山別村長 宮 本 憲 幸	
提案理由 子ども・子育て支援法施行規則等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。	
別紙について朗読説明あり記載省略	
議長 木村健一 君	
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。	
(質疑なし)	
議長 木村健一 君	
質疑がないようですので、これで質疑を打ち切りなお討論を省略し採決して、ご異議ありませんか。	
(異議なしの声多数あり)	
議長 木村健一 君	
異議なしと認め、これより採決します。	
議案第 30 号 初山別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。	
(異議なしの声多数あり)	
議長 木村健一 君	
異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。	

日程第 1 4 議 案 第 3 1 号	
議長 木村健一 君	
日程第 1 4 議案第 3 1 号 初山別村立診療所使用料及び手数料条例の制定についてを議題とします。	
提案理由等の説明を求めます。大井住民課長。	
住民課長 大井英世 君	
議案第 3 1 号 初山別村立診療所使用料及び手数料条例の制定について	
初山別村立診療所使用料及び手数料条例を、別紙のように制定するものとする。	
	令和 7 年 6 月 1 8 日提出
	初山別村長 宮 本 憲 幸
提案理由 村立診療所の直営化により使用料及び手数料を定めるため、新たに制定しようとするものである。	
別紙について朗読説明あり記載省略	
議長 木村健一 君	
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。	
(質疑なし)	
議長 木村健一 君	
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。	
(異議なしの声多数あり)	
議長 木村健一 君	
異議なしと認めこれより採決します。	
議案第 3 1 号 初山別村立診療所使用料及び手数料条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。	
(異議なしの声多数あり)	
議長 木村健一 君	
異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。	
日程第 1 5 議 案 第 3 2 号	

議長 木村健一 君
日程第 1 5 議案第 3 2 号 初山別村重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。大井住民課長。
住民課長 大井英世 君
議案第 3 2 号 初山別村重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
初山別村重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和 7 年 6 月 1 8 日提出
初山別村長 宮 本 憲 幸
提案理由 行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和 6 年 1 2 月 2 日から被保険者証が廃止されたため所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
議案第 3 2 号 初山別村重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 6 承 認 第 2 号	
議長 木村健一 君	
日程第 1 6 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（初山別村税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。	
説明を求めます。寺崎総務課長。	
総務課長 寺崎廣輝 君	
承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて	
初山別村税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。	
令和 7 年 6 月 1 8 日提出	
初山別村長 宮 本 憲 幸	
別紙について朗読説明あり記載省略	
議長 木村健一 君	
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。	
(質疑なし)	
議長 木村健一 君	
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお専決処分でもありますので討論を省略し採決してご異議ありませんか。	
(異議なしの声多数あり)	
議長 木村健一 君	
異議なしと認めこれより採決します。	
承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについては、これを承認することにご異議ありませんか。	
(異議なしの声多数あり)	
議長 木村健一 君	
異議なしと認めます。よって本案は承認することに決定しました。	
日程第 1 7 議 案 第 3 3 号	
議長 木村健一 君	
日程第 1 7 議案第 3 3 号 令和 7 年度北海道初山別村一般会計補正予算（第 1 号）を議題と	

します。
提案理由の説明を求めます。寺崎総務課長。
総務課長 寺崎廣輝 君
議案第33号 令和7年度北海道初山別村一般会計補正予算（第1号）について
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、質疑の方法についてお諮りします。
本案についての質疑は歳出を先にし歳出の質疑終了の後、歳入に移ってご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長 木村健一 君
異議なしと認め本案に対する質疑は歳出を先にし、歳出の質疑終了の後に歳入に移ることとします。
質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
これより歳出の質疑を行います。9ページからです。
2番 高場志津子 君
議長。
議長 木村健一 君
2番高場志津子 君。
2番 高場志津子 君
17ページ 1目 公園費 14節 工事請負費
有明樹園管理棟解体工事請負費ですが、当初予算に見込まれていませんでしたが、なぜ急に解体するようになったのでしょうか。
経済課長 大西孝幸 君
議長。
議長 木村健一 君
大西経済課長。
経済課長 大西孝幸 君
本件の補正の経緯ですが、村の方では当初解体の予定はございませんでした。ただ、年度に入りまして地域の方からもう利用しないと。総務課長の方からも説明がありましたけれども、老朽化も進んでいる状況の要望をいただいております。地域の方では、村の建物ではなく地域の建

物と把握されていたようですが、調査の結果、村の建物でございましたので、地域等の調整を踏まえ地域の要望も勘案した中で解体に至るということです。そのため、当初予算ではなく補正での計上とさせていただいた経緯でございます。
議長 木村健一 君
他に質疑ございませんか。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
歳出の質疑がないようですので歳入の質疑に移ります。３ページからです。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
議案第３３号 令和７年度北海道初山別村一般会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
議長 木村健一 君
暫時休憩します。
(休憩 午後 １時５５分 再開 午後 ２時２０分)
議長 木村健一 君
休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第１８ 議案第３４号
議長 木村健一 君
日程第１８ 議案第３４号 令和７年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。大井住民課長。
住民課長 大井英世 君
議案第34号 令和7年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
（質疑なし）
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長 木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
議案第34号 令和7年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
日程第19 議案第35号
議長 木村健一 君
日程第19 議案第35号 令和7年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。大井住民課長。
住民課長 大井英世 君
議案第35号 令和7年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算（第1号）について
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
議案第35号 令和7年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
日程第20 議案第36号
議長 木村健一 君
日程第20 議案第36号 令和7年度北海道初山別村立診療所特別会計補正予算(第1号)を議題とします。
提案理由の説明を求めます。大井住民課長。
住民課長 大井英世 君
議案第36号 令和7年度北海道初山別村立診療所特別会計補正予算(第1号)について別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)
議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
議案第36号 令和7年度北海道初山別村立診療所特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
お諮りします。議事運営上6月19日に審議を予定されております5件の案件につきましては、本日の日程に追加し議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、5件の案件を追加し議題とすることに決定しました。
追加日程表配布のため暫時休憩します。
(休憩 午後 2時34分 再開 午後 2時35分)
議長 木村健一 君
再開します。
追加日程第1 意見書案第2号
議長 木村健一 君
追加日程第1 意見書案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。
提出議員であります5番長谷川幸廣君からの説明を求めます。
5番 長谷川幸廣 君
意見書案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
このことについて、別紙の意見書を関係機関に提出するものとする。
令和 7年 6月18日提出

提出者	初山別村議会議員	長谷川	幸 廣
賛成者	初山別村議会議員	鎌 田	健 治
賛成者	初山別村議会議員	三 谷	博 子
別紙について朗読説明あり記載省略			
議長 木村健一 君			
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。			
(質疑なし)			
議長 木村健一 君			
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。			
(異議なしの声多数あり)			
議長 木村健一 君			
異議なしと認めます。提出議員は自席に着席願います。			
これより採決します。			
意見書案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。			
(異議なしの声多数あり)			
議長 木村健一 君			
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。			
追加日程第2 意見書案第3号			
議長 木村健一 君			
追加日程第2 意見書案第3号 令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を議題とします。			
提出議員であります1番加藤一裕君からの説明を求めます。			
1番 加藤一裕 君			
意見書案第3号 令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書			
このことについて、別紙の意見書を関係機関に提出するものとする。			
令和 7年 6月18日提出			
提出者 初山別村議会議員 加 藤 一 裕			

賛成者 初山別村議会議員 長谷川 幸 廣
賛成者 初山別村議会議員 三 谷 博 子
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。提出議員は自席に着席願います。
これより採決します。
意見書案第3号 令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
追加日程第3 発 議 第 2 号
議長 木村健一 君
追加日程第3 発議第2号 議員の派遣についてを議題とします。
お諮りします。議員の派遣については、お手元に配布のとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって発議第2号 議員の派遣については、お手元に配布のとおり派遣することに決定しました。

追加日程第 4	
議長 木村健一 君	
追加日程第 4 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。	
議会運営委員長及び総務経済常任委員長から、委員会において調査中の事件について会議規則第 7 4 条の規定によってお手元に配布しております申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。	
お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査することに、ご異議ありませんか。	
(異議なしの声多数あり)	
議長 木村健一 君	
異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することに決定しました。	
追加日程第 5	
議長 木村健一 君	
追加日程第 5 組合議会会議の報告についてを議題とします。	
本日の定例会までに組合議会の会議に出席された議員に対し、会議規則等運用例 1 6 0 の規定によって会議の経過並びに結果について報告を求めます。4 番斉藤勝博君。	
4 番 斉藤勝博 君	
去る 5 月 2 7 日に招集された北留萌消防組合議会第 2 回臨時会について報告あり記載省略	
議長 木村健一 君	
以上で組合議会の会議に出席された議員の報告が終わりましたので、これで報告済みとします。	
お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。	
よって、会議規則第 6 条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。	
(異議なしの声多数あり)	
議長 木村健一 君	
異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。	
これで本日の会議を閉じます。	
令和 7 年第 2 回初山別村議会定例会を閉会します。	

(令和 7年 6月18日 午後 2時51分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

初山別村議会

議長

木村 健一

署名議員

加藤 一裕

署名議員

高場 志津子